

美里町公告第10号

入札公告 (入札説明書を兼ねる)

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

令和8年7月21日

美里町長 上 田 泰 弘

1 業務内容

- (1) 業務番号 美学管第1号
- (2) 業務名 令和8年度美里町立学校学習者用端末購入業務
- (3) 業務内容
別紙「令和8年度美里町立学校学習者用端末購入業務仕様書」の内容に基づき、学習者用端末を導入する。
- (4) 契約期間
契約締結日の翌日から令和8年12月24日

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税、事業税並びに本町の町税の滞納が無い者
- (3) 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年10月18日告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 令和8年3月31日までの過去2年間で国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他これらに準ずる者として町長が特に認める法人と種類、規模をほぼ同

じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に納入した者であり、この入札に係る契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

- (6) 九州に本社、支社または営業所等を有する事業者であること。
- (7) 美里町暴力団排除条例（平成23年美里町条例第18号）第2条第2号及び第3号に該当する者でないこと。
- (8) 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておけるものであること。

3 契約担当部局

美里町学校教育課

4 入札及び仕様に関する問い合わせ等

(1) 問い合わせ先

〒861-4492 下益城郡美里町馬場1100番地

美里町学校教育課 学校管理係 担当：稲葉

電話 0964-46-2115

電子メール inaba-kazumasa@town.kumamoto-misato.lg.jp

(2) 問い合わせ方法

ア 質問の受付

本件入札及び仕様に関しての質問は、質問書（任意形式）を作成の上、電子メールにより（1）の場所に令和8年7月24日（金）午後5時までに提出するものとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

イ 質問に対する回答

アの質問に対する回答は、令和8年7月28日（火）までに電子メールで回答する。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

令和8年8月14日（金）午前11時から（即時開札）

(2) 場所

美里町役場中央庁舎 第3・4会議室

(3) 開札の実施

ア 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場所に入場しようとする時は、入札関係職員の求めに応じ、身分証又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

6 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、番号及び件名、入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封して提出しなければならない。
- (2) 入札に参加を希望する者にあつては、入札参加資格確認書（様式第1号）を作成の上、添付書類を添えて令和8年7月31日（金）午後5時までに持参又は郵送により4の(1)の場所へ提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類の記載内容に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) この入札の参加に要する一切の経費は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された入札参加資格確認書（様式第1号）及び添付書類は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (6) 提出期限以降における入札参加資格確認書（様式第1号）及び添付書類の差し替え及び再提出は認めない。

7 資格審査について

- (1) 6 (2) により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年8月7日（金）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないとした理由について、令和8年8月12日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、説明を求めた者に対して令和8年8月13日（木）までに回答する。

8 予定価格 16,480,000円

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除とする。
- (2) 契約保証金
美里町財務規則（平成16年美里町規則第44号）第98条の規定による。

10 入札条件

- (1) 入札書に記載する金額は、仕様書に記載する購入金額の総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (2) 入札者は入札公告及び仕様書を熟知の上、入札すること。
- (3) 入札後、入札公告、仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。
- (6) 代理人をして入札させようとするときは、委任状を提出しなければならない。再度入札を行う場合、初回入札の際提出された委任状を有効と見なす。
- (7) 入札書及び委任状は、別添様式第5号及び第6号のとおりとする。
- (8) 入札回数は2回までとする。なお、初回入札が予定価格に達しない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札で更に再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 2回までの入札で落札しなかった場合は最低価格を提示した入札者と随意契約の交渉を行う。
- (11) 郵便による入札不可とする。
- (12) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

11 入札の無効条件

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 2以上の意思表示をした入札
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

12 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

13 契約書作成の要否

要

14 落札者の決定方法

この公告に示した調達を履行できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- i) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上

参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- ii) 暴力団員を雇用すること。
- iii) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- iv) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- v) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- vi) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- vii) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物件の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（５）再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - i) 再委託の契約金額が本件調達に係る契約金額の５０パーセントを超える場合
 - ii) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

16 全体スケジュール（予定）

令和８年７月24日（金）	質問書の提出締め切り
令和８年７月28日（火）	質問書に対する回答
令和８年７月31日（金）	入札参加資格確認申請書等の提出締め切り
令和８年８月７日（金）	入札参加資格者の確認通知
令和８年８月14日（金）	入札及び開札、本業務履行業者の決定
令和８年８月14日（金）	仮契約締結
令和８年９月10日（金）以降	本契約締結
令和８年12月24日（木）迄	履行期間